

来館されるみなさまへのお願い

- ✓混雑の回避とスムーズな対応のため、事前に電話予約をお願いします。
- ✓来館される際は、マスクの着用をお願いいたします。
- ✓事務所入口にアルコール消毒液を設置しておりますので、手指の消毒をお願いいたします。
- ✓事務所入口での検温にご協力をお願いいたします。
- ✓37.5℃以上の発熱がある方、体調に不安のある方は来館を控えていただくようお願いいたします。

令和5年度雇用保険料率のご案内

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

事業の種類	負担者	事業主負担		①+② 雇用保険料率	
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	<u>6/1,000</u>	<u>9.5/1,000</u>	<u>6/1,000</u>	<u>3.5/1,000</u>	<u>15.5/1,000</u>
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	<u>7/1,000</u>	<u>10.5/1,000</u>	<u>7/1,000</u>	<u>3.5/1,000</u>	<u>17.5/1,000</u>
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	<u>7/1,000</u>	<u>11.5/1,000</u>	<u>7/1,000</u>	<u>4.5/1,000</u>	<u>18.5/1,000</u>
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月から令和5年3月の雇用保険料率)

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

令和5年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

令和5年3月31日まで			令和5年4月1日から		
<p>月60時間超の残業割増賃金率 大企業は50%／中小企業は25%</p>			<p>月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50%</p>		
	1ヶ月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間			1ヶ月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

決算・確定申告個別相談会に関するお願い

市川町商工会では、個人事業主の方を対象に、決算・確定申告個別相談会を開催します。混雑の回避とスムーズな対応のため、下記のとおりご協力をいただきますようお願いいたします。

- ✓ 相談は予約制、1枠1時間とさせていただきます。
対象の方には別途ご案内を郵送しておりますので、日程をご確認ください。
- ✓ 日程の変更については必ず事前にご相談ください。
事前に連絡がなく来会された場合、状況により対応できない場合がありますのでご了承ください。
- ✓ 事業所得・不動産所得のある方のみ受け付けます。
ご家族の方の確定申告については、お住まいの市町の窓口または姫路税務署にご相談ください。
- ✓ 医療費控除を受けられる方は、個人別、病院・薬局別に集計をしてください。
- ✓ マイナンバーカードで申告書を送信される方は、各自で設定した数字4桁および英数6~16桁の暗証番号が必要です。ご不明な場合はお住まいの市町の窓口で再設定の手続きをお願いいたします。
- ✓ 昨年マイナンバーカードで申告書を送信された方には、税務署からのお知らせハガキは届きません。
国税庁のメッセージボックスから確認いたしますので、マイナンバーカード等を忘れずにお持ちください。
- ✓ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている場合、データ送信ができません。
お住まいの市町の窓口で更新手続きをお願いいたします。
- ✓ 各種控除証明書や必要書類等について、不備のないよう事前に確認の上相談日にご持参ください。
- ✓ 年末調整がお済みでない方は、申告相談日までにご相談ください。

姫路税務署 から 確定申告 に関するお知らせ

《確定申告会場で相談を検討されている方へ》

- 場 所 姫路労働会館（姫路市北条1丁目98番地）
※姫路税務署内には開設しておりません
- 受付期間 2月16日(木)～3月15日(水) 土・日・祝日を除く
※2月19日(日)、2月26日(日)は相談受付が可能です
- 受付時間 9時～16時
※作成済みの申告書等の受付は17時まで

- ・確定申告会場への入場には**入場整理券が必要**です。
- ・入場整理券は各会場で当日配布しますが、国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます。
- ・入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。
- ・会場には、申告される方おひとりでお越しください。
- ・入場の際には検温していただき、発熱（37.5℃以上）のある方は入場ができません。
- ・姫路労働会館には、来場される方のための駐車場はありません。
来場の際は、公共交通機関をご利用いただくか、お車の場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

《ご自宅から申告できるe-Taxをご利用ください》

税務署では、申告や納税などの手続きを、税務署や金融機関に出向くことなくインターネットを通じて行うことができる「e-Tax」のサービスを提供しています。「e-Tax」では、所得税や消費税の申告、すべての国税の納税、各種届出書の提出などを自宅や事業所のパソコン・スマートフォンで行うことができます。
ぜひご利用ください。

お問合せ先：姫路税務署 TEL 079-282-1135（自動音声で案内）

当会ホームページの会員事業所紹介ページに、貴社のホームページやSNSページへのリンクを掲載しませんか？
掲載を希望される方は、右のQRコードからお申込みいただくか、お電話にてお問い合わせください。
また、商工会員であれば無料でホームページを作成できるサービスもございますので、ホームページの作成を考えておられる方はお問い合わせください。



<各種相談のご予約>

〒679-2315 神崎郡市川町西川辺 163-1

TEL：0790-26-0099 FAX：0790-26-0674

